

目 次

1. 草津市地球冷やしたい推進協議会 設立 15 周年に寄せて	…3
2. 草津市地球冷やしたい推進協議会 概要	…4
3. 愛する地球のために約束する協定 概要	…5
4. 草津市地球冷やしたい推進協議会のあゆみ	…7
5. 草津市地球冷やしたい推進協議会 令和 5 年度会員一覧	…16
6. 草津市地球冷やしたい推進協議会 令和 5 年度活動報告書	…18
7. 会長寄稿論文：草津市地球冷やしたい推進協議会の地球温暖化対策取組状況	…32
8. 終わりに：草津市気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言と協議会活動の未来に向けて	…38

Ⅰ. 草津市地球冷やしたい推進協議会 設立 15 周年に寄せて

草津市地球冷やしたい推進協議会 小林会長より

草津市では、平成 19 年 10 月 5 日（金）から 7 日（日）の 3 日間にわたって「地球温暖化防止フェア in びわこくさつ」を開催しました。このフェアのテーマが「知ろう・学ぼう・行動しよう！地球のために」～くさつから、地球をアイス（愛す）！～であったように、多くの市民の皆さんに、市民、企業、行政などの様々な地球温暖化防止活動を知ってもらい、理解を深め、自ら行動するきっかけづくりの場として開催されました。

この地球温暖化防止に向けた火を消さないためにも、平成 21 年には市民、事業者、団体等と行政がそれぞれの枠組みを超えた協力体制のもと、地域ぐるみで地球温暖化対策を進めるための組織として「草津市地球冷やしたい推進協議会」が設立されました。当協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（環境省）の地域協議会にいち早く位置づけられることになりました。

設立以降、当協議会においては、個人会員や企業・団体会員など、約 80 者の様々な立場の会員が在籍し、それぞれの立場で地域の地球温暖化対策市民運動を構築することを目的とし、様々な活動を行っております。また、企業・団体とは「愛する地球のために約束する協定」を結び、令和 6 年 7 月現在の協定者数は 57 となっています。

今後も一緒に取組を進めていきましょう。どうぞよろしくお願いいたします。



草津市長より

このたび、草津市地球冷やしたい推進協議会が設立 15 周年を迎えられましたこと、心からお喜び申し上げます。ここまで貴協議会が継続されてこられた活動は、小林会長をはじめ、会員の皆様方やオブザーバーの方々の御尽力、御協力の賜物であり、心から敬意と感謝を申し上げます。

貴協議会は、市民、事業者、団体等と行政がそれぞれの枠組みを超えた協力体制のもと、地域ぐるみで地球温暖化対策を進めるため、平成 21 年に設立され、本市も一構成要員として参画し、取組に携わってまいりました。この間、地球温暖化の影響は深刻さを増し、「低炭素社会」から「脱炭素社会」への転換が求められております。

再生可能エネルギーの導入などにおいて、市が率先して行動することはもちろん重要であると認識しておりますが、節電など小さな取組であったとしても、市民一人ひとりが「脱炭素社会」実現に向けた行動変容を起こすことも必要です。こうした地球温暖化対策市民運動の構築をめざす貴協議会の役割はますます重要となっており、市として今後も地球温暖化対策活動に尽力してまいります。

最後に、草津市地球冷やしたい推進協議会活動の更なる御発展ならびに御活躍を心より祈念して、お祝いの言葉とさせていただきます。



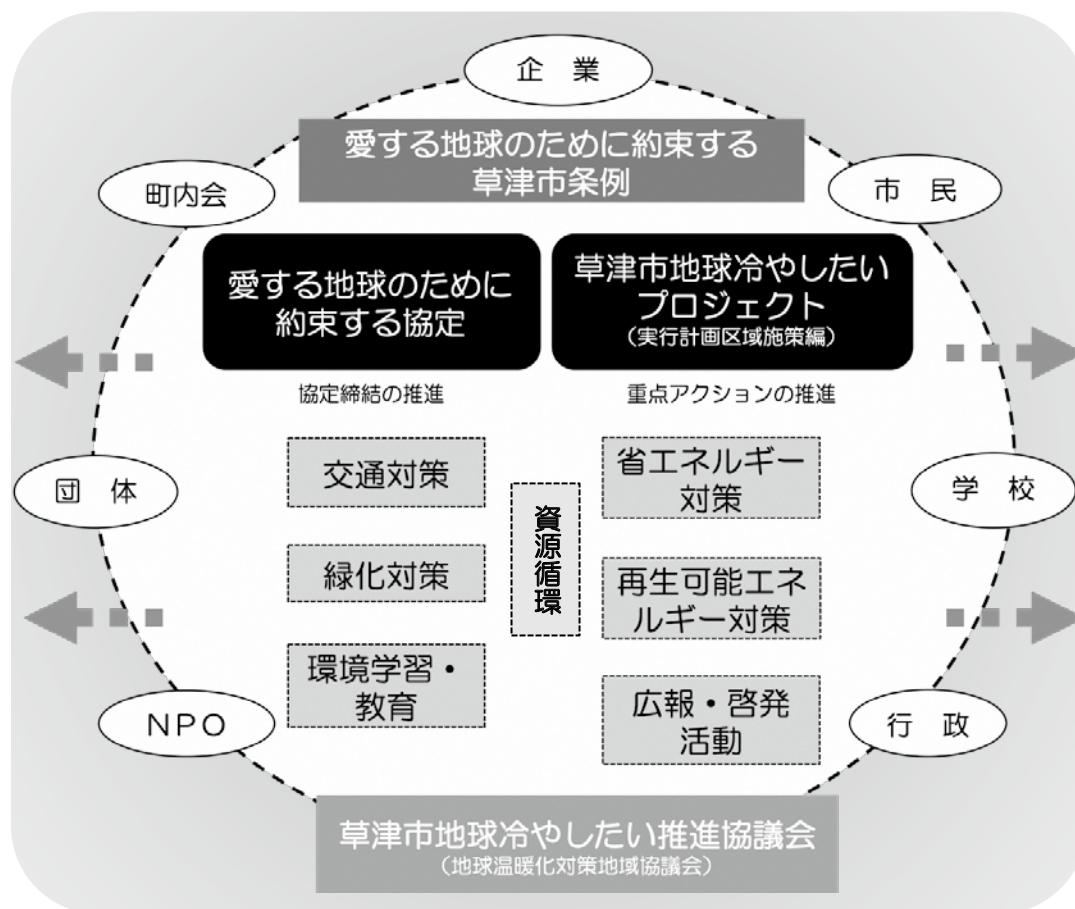
2. 草津市地球冷やしたい推進協議会 概要

草津市には、市民、事業者、団体等と行政の協働により、地域の地球温暖化対策を進めてきた歴史があります。特に、草津市が地球温暖化対策に本格的に取り組むようになったきっかけは、2005(平成17)年2月に発効した京都議定書でした。京都議定書目標達成計画の中に、市町村に期待する事項として、「啓発を重点に地域の実情に応じた取組」が盛り込まれました。

この取組を進めていくために、草津市では、規制や強制といった方法ではなく、市民や事業者の皆様と一緒に自主的な取組を進めることで、草の根的に運動が地域に広がることを最終目標としてきました。このために組織されたのが、草津市地球冷やしたい推進協議会（以下、協議会）です。

協議会は、後に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策地域協議会に位置付けられる組織として、2009(平成21)年3月より活動を開始しました。その目的は、市民、事業者、団体、行政等の協働により、「草津市地球冷やしたいプロジェクトー草津市地球温暖化対策実行計画区域施策編」(以下、実行計画)を推進し、地域の地球温暖化対策市民運動を構築することです。協議会では、この目的を達成するために、以下の事業を行なっています。

- ① 実行計画の実施・調整に関すること。
- ② 実行計画の見直しに関すること。
- ③ その他、本会の目的を達成するために必要な事業の実施に関すること。



3. 愛する地球のために約束する協定 概要

草津市では、地球温暖化対策に関し、市役所、市民、事業者、団体等および訪れた人の役割を明らかにし、それぞれが対策に自主的にまた協働して取り組んでいただくことを目的とした「愛する地球のために約束する草津市条例」を2008(平成20)年4月1日に施行しました。

この条例では、市民、事業者、団体等の方々と「愛する地球のために約束する協定」を市長と結んでいただき、みなさんと協力して地球温暖化対策を進めています。「愛する地球のために約束する協定」を結んでいただいた多くの事業者、団体等の方々に、「草津市地球冷やしたい推進協議会」へ参画いただいております。

平成19年12月27日条例第35号(制定)

令和2年6月29日条例第31号

愛する地球のために約束する草津市条例

私たちが、日々の暮らしの中で、二酸化炭素などの温室効果ガスを増やしてきたことで、地球温暖化が進み、地球にさまざまな影響がでています。

夏は非常に暑い日が、冬は暖かい日が以前より多くなっています。このまま地球温暖化が進み、異常気象のおきる回数が増え続けると、私たちの暮らしや社会、地球上の生き物は、さらに大きな被害を受けることになります。

今こそ、私たち人間は、地球上の生あるすべての中の一員として、限りなく持続可能な共生を続けていくために、何を行わなければならないのか真剣に考え、行動することが求められています。

身近なことから、できることから、地球のために良いことを始める「私たち一人ひとりが自ら進んで、あるいは多くの人たちが手と手を取り合って」そして自然の摂理を大切に、地球を愛し続ける決意を込めて、地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するための条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、草津市の環境に対する基本的な考え方を決めている草津市環境基本条例(平成9年草津市条例第10号)により、市役所、市民および事業者ならびに学校、町内会、グループなど(これからは「団体等」と呼びます。)ならびに草津市を訪れた人の役割を明らかにし、地球のために約束する協定(これからは「協定」と呼びます。)によって、それぞれが地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するための取り組みを行い、またそれに協力することにより、私たちがこれからも健康で豊かな生活が送れることを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例の中で使用する言葉の意味は、次のとおりです。

- (1) 温室効果ガス 太陽の光で温められた地表から、宇宙に向かって熱が放出されます。その熱を吸収して再び地表に戻す、温室のように地球を温める効果がある、二酸化炭素、メタン、フロンなどの気体をいいます。
- (2) 地球温暖化 大気中の温室効果ガスの濃度が増えすぎることによって地表や大気の温度が上昇することをいいます。
- (3) 気候の変動への適応 地球温暖化に伴う気候の変化によって起こる被害を少なくすることをいいます。

(役割)

- 第3条 市民、事業者および団体等は、地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するために、自ら進んでできることを見つけて、取り組みを行い協定を結びましょう。
- 2 市役所、市民、事業者、団体等および訪れた人は、協定に協力しましょう。
- 3 市役所は、協定を結び、また協力してもらうように働きかけ、地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する取り組みを行わなければなりません。

(協定の仕組み)

- 第4条 市長は、地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するため、市民、事業者および団体等と協定を結びます。
- 2 協定の内容は、次のとおりです。
- (1) 温室効果ガスの放出を減らすために取り組むこと。
- (2) 大気中の温室効果ガスを吸収するために取り組むこと。
- (3) 気候の変動に適応するために取り組むこと。
- (4) 地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するための方法を多くの人に知らせること。
- 3 協定には、目標を決めるようにしましょう。
- 4 協定の内容をどのように行ってどのような結果であったかについて、市長に報告しましょう。

(情報の提供など)

- 第5条 市長は、多くの人が協定を結び、また協力してもらえるように、次のことを行います。
- (1) 地球温暖化についての仕組みや原因、そして地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するための方法などの情報の提供およびさまざまな場を通じて環境学習を推進すること。
- (2) 協定を結び取り組んでいる内容を多くの人に知らせること。

(表彰)

- 第6条 市長は、協定を結びその報告があった中から、特にすぐれた取り組みに対して、表彰を行いたえます。

(その他)

- 第7条 この条例に決めていることのほか、必要なことについては市長が別に決めます。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行します。

コラム：「草津市地球冷やしたい」ロゴマーク

2008(平成20)年、市域での地球温暖化防止に向けた取組を草の根的に広めるため、それらの取組を「地球温暖化防止市民運動」として、市民の皆さまに一体感を持って活動していただけるよう「市民運動の愛称およびロゴマーク」を公募し、選出いたしました。

【作品のコンセプト】

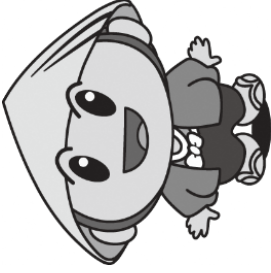
ロゴマークで地球とエコの「e」をモチーフにし、温暖化の地球の汗をふきつつ、うちわで涼をとる姿を分かりやすく描きました。「草津市地球冷やしたい(隊)」と愛称をつけ、草津市民の皆様に運動への参加を呼びかけます。

【選出理由】

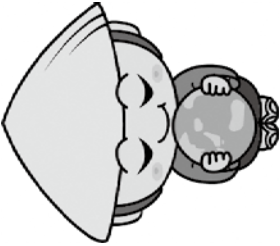
シンプルで覚えやすい愛称と、幅広い世代に親しみやすく、見た人が笑顔になるようなかわいらしいデザインが評価されました。



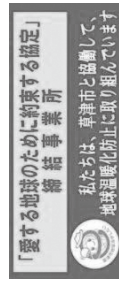
4. 草津市地球冷やしたい推進協議会のあゆみ

草津市地球冷やしたい推進協議会のあゆみ			
年度	草津市地球冷やしたい推進協議会 関連	地球環境に関する市の取組	地球環境に関する社会の出来事
1992(平成 4)			・国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 採択 本条約に基づき、1995 年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議 (COP) が開催される。 ・ブラジルで「地球サミット」 ・COP3 で京都議定書採択 ・地球温暖化対策推進法 施行
1997(平成 9)			
1998(平成 10)		・「草津市環境基本条例」施行	
2000(平成 12)		・草津市環境基本計画(第1次)策定 基本目標の1つに「地球環境」が設定される。 ・「くさつ夢風車」建設	・大津市で「第9回世界湖沼会議」開催
2001(平成 13)	・環境家族(家庭版 ISO) 事業開始 ◆後の地球冷やしたいプロジェクト重点アクション「環境家族宣言事業」に繋がる事業	 ▲鳥丸半島に設置された風力発電設備 ・「草津市地域新エネルギービジョン」策定 ・「草津市役所地球温暖化防止計画」策定	 ・京都議定書発効 ◆京都議定書目標達成計画…市町村に期待する事項「啓発を重点に地域の実情に応じた取組」 ・「愛 地球博」開催
2002(平成 14)			
2003(平成 15)	・『草津市「小」エネルギー推進市民フォーラム』設立 ◆後に協議会員(幹事)としてゴヤーカーテン普及啓発事業などを牽引。		
2005(平成 17)			

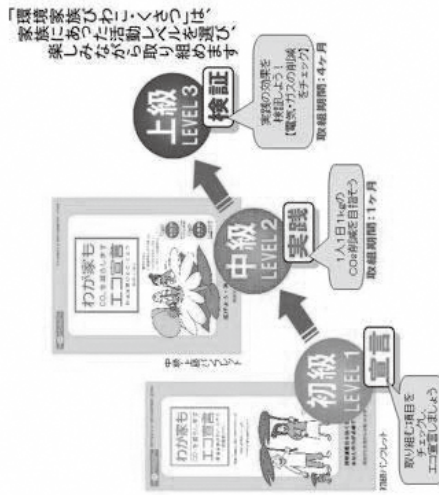
2006(平成 18)			
2007(平成 19)	・ゴーヤーカーテン普及啓発事業本格始動 ◆市…公共施設に苗を配布 ◆『草津市「小」エネルギー推進市民フォーラム』…市民、事業者に苗を配布		・市環境課に「地球温暖化防止グループ」設置 ・市に「草津市地球温暖化対策推進本部」設置 ・烏丸半島にて「地球温暖化防止フェア in びわこ・くさつ」開催
2008(平成 20)	▲公共施設に設置されたゴーヤーカーテンと、子ども達と一緒にを行った普及啓発活動 ・草津市地球温暖化防止市民運動ロゴマーク公募、選出		▲地球温暖化防止フェアの様子 ・「愛する地球のために約束する草津市条例」施行 ・太陽光発電システム設置促進事業開始 ◆その後、蓄電池、高効率給湯器、省エネ家電、雨水タンクなど様々な補助事業を展開



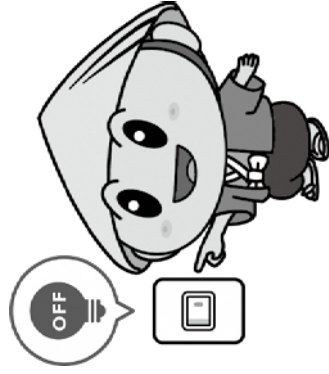
・「愛する地球のために約束する協定」事業開始



・「環境家族宣言」事業開始

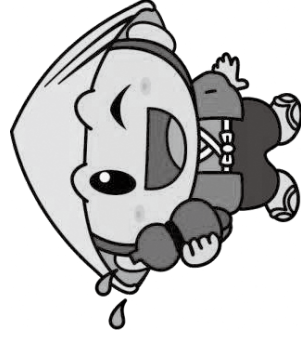


・「草津市地球温暖化防止大賞（くさつエコスタイルコンテスト）」表彰事業開始



・大型商業施設での啓発イベント「地球冷やしたい推進フェア」開催。冷推協も運営協力。

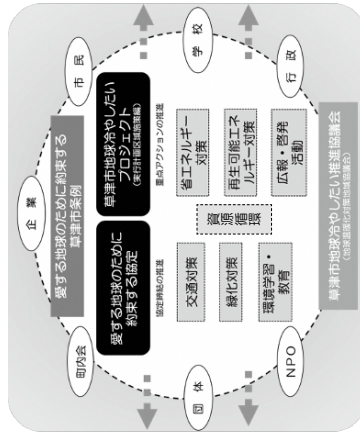
◆その後、毎年12月にイベント開催を継続



・ゴーヤーカーテン普及・啓発に係る湖南農業
高校との連携開始（公共施設用の苗の栽培、育
成ガイド作成）



▲ゴーヤーカーテンに係る湖南農業高校との連携
・「草津市地球冷やしたい推進協議会」（以下、
「冷推協」）＝草津市地球温暖化対策地域協議
会 設立

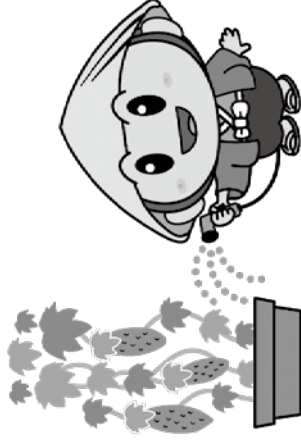
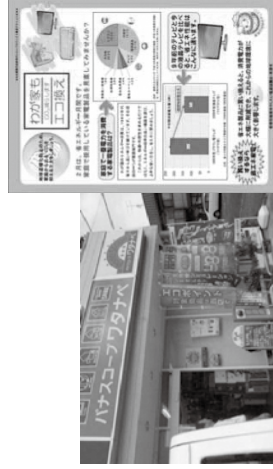


・第1次草津市地球冷やしたいプロジェクト開始
（重点アクションの取組、地球温暖化対策市民
運動の構築を冷推協が主体となり推進）



2009(平成21)

・省エネ家電等買換促進事業の一貫として、滋
賀県電器商業組合草津支部との協定を締結し
省エネ月間キャンペーン開始



・ノーマイカー・スマートドライブ推進事業開始



▲電動アシスト自転車貸出 ▲エコドライブ宣言



▲講習会



▲シミュレーター

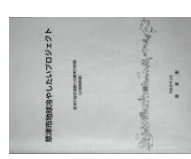
・省エネ診断事業開始



▲NPO 法人滋賀環境カウンセラー協会の会員

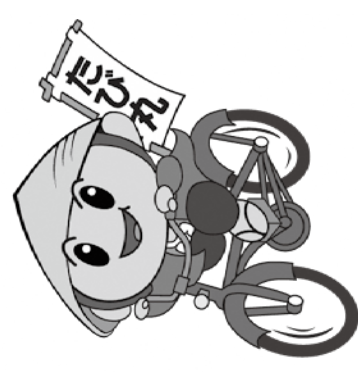
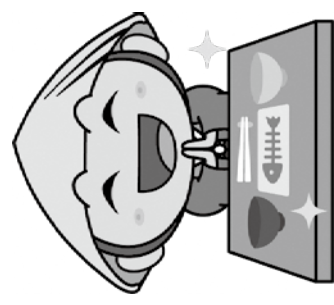
による診断の様子

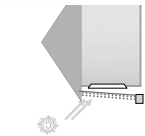
・第2次草津市地球冷やしたいプロジェクト開始



2013(平成 25)

・ゴーヤーを種子から育てる取組の普及・啓発開始





▲種子から育てるゴーヤー育成ガイド
 ・環境学習の一層の推進（環境学習嘱託職員・
 環境学習プランナー設置）



▲教材開発



▲町内会等での出前講座

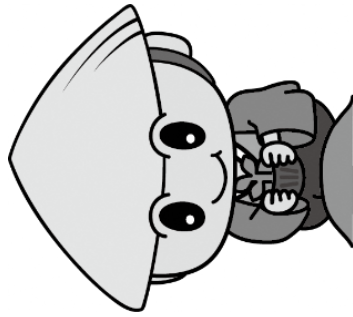


▲企業等での出前講座



▲プランナーイベント

2015(平成27)



- ・COP21 でパリ協定採択
- ・国連サミットで「持続可能な開発のための2030 アジェンダ (SDGs 記載)」採択
- ・COOL CHOICE 開始
- ・琵琶湖保全再生法 成立



・市民の行動変容に向けた一層の取組推進



▲エコ・アクション・ポイント事業 ▲スマートドライヴ

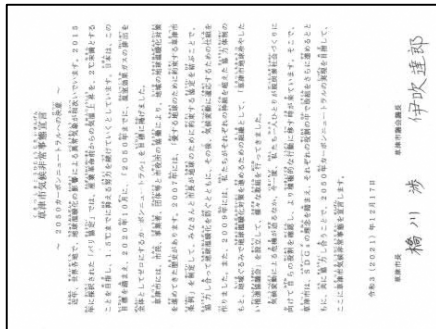


▲グリーン購入啓発リレー ▲冷やしたいセミナー
・地球温暖化対策適応策の推進

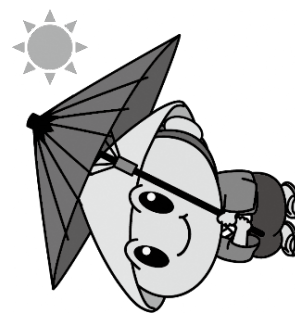


▲日傘等推進 ▲ハザードマップウォーキング

・草津市気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言。宣言文で冷推協に言及



・市議会に「ゼロカーボンシティ特別委員会」設置



・COP26でグラスゴー気候合意(1.5℃目標)、2030年までの「決定的な10年」



2022(令和 4)		・市に「温暖化対策室」設置 ・2050 年カーボンニュートラルを踏まえた政府 実行計画に即した改正草津市地球温暖化対策 実行計画 事務事業編 施行 	・2050 年カーボンニュートラルを基本理念 とする改正地球温暖化対策推進法 全面施 行 ・「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを 創る国民運動」(デコ活)の開始
2024(令和 6)	・冷推協設立 15 周年記念誌発行		